

消費税申告期限延長届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、消費税の確定申告書を提出すべき法人（法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人に限ります。）が、消費税の確定申告の期限を延長しようとする場合に提出するものです（法45の2①）。

（注） 1 法第60条第8項の規定（国、地方公共団体に準ずる法人の申告期限の特例）の適用を受けている法人はこの特例の適用を受けることはできません。

2 この特例の適用により、消費税の確定申告の期限が延長された場合でも、法第42条第1項、第4項若しくは第6項の規定による中間申告（この特例の適用を受ける課税期間の開始の日から同日以後2月を経過した日の前日までに終了した同条第1項に規定する1月中間申告対象期間に係る中間申告を除きます。）又は法第19条第1項第3号、第3号の2、第4号若しくは第4号の2に規定する課税期間（事業年度又は連結事業年度終了の日の属する課税期間を除きます。）に係る確定申告の期限は延長されません。

3 この特例が認められた場合には、延長された期間について利子税を納付する必要があります。

2 提出時期等

この届出書は、消費税の確定申告の期限の延長特例の適用を受けようとする事業年度（法第2条第12号の7の2に規定する通算法人の場合にあっては、その提出をした日が事業年度終了の日の翌日から45日以内である場合のその事業年度を含みます。）終了の日の属する課税期間の末日までに提出してください。

（注） 提出をした日の属する事業年度（通算法人の場合にあっては、その提出した日が事業年度終了の日の翌日から45日以内である場合のその事業年度を含みます。）終了の日の属する課税期間から特例が適用されます。

3 記載要領

- (1) 「事業年度」欄は、法人の事業年度を記載します。
- (2) 「適用開始課税期間」欄には、消費税の確定申告の期限の延長特例の適用を受けようとする課税期間の初日及び末日を記載します。
- (3) 「適用要件等の確認」欄は、この届出書の提出要件を満たしているか確認の上、それぞれ該当する番号を記載します。
- (4) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。